

第2章 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と規定されています。

この規定から、人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育および社会教育において行われる教育活動のことです。また、人権啓発とは、人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理することができます。

1 人権教育

(1) 学校教育における人権教育

ア 現状と課題

本町では、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進しています。

また、人権教育の国際的潮流や家庭・地域・社会の状況の変化に伴い、子どもの生活背景や実態が多様化し、より一層人権が尊重される社会を形成する必要があることから、部落差別をはじめとする女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者、インターネットによる人権侵害を含め、さまざまな人権問題に関する学習を進めています。その中で、福岡県教育委員会が設定している生命尊重、自己認識、協調協働、労働観、科学的認識、国際理解の6つの指導目標を基底にして、教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間において同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用しながら、さまざまな人権問題に関わる学習を進めています。

さらに、総合的な学習の時間を中心として、自ら学び、自ら考え、自ら判断する力を伸ばし豊かな人間性を培うために、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題についての横断的・総合的な学習活動に取り

組んでいます。

各学校におけるこれらの取り組みは、児童生徒の人権問題に関する認識を深めるとともに、人権を尊重する意識を形成する上で重要かつ有意義であると考えます。

2012年（平成24年）に実施した「新宮町人権に関する町民意識調査」（以下、「町民意識調査」という。）によると、部落差別についての知識や情報は、「学校の授業で習った」という回答が41.5%と高い割合を示しています。また、「部落差別問題を解決するには特にどのようなことが必要だと思いますか」の質問について、「町民一人ひとりが部落差別問題についての正しい理解を深め行動する」が46.4%と最も高く、続いて「学校の人権教育で部落差別問題について学習する機会を充実させる」が35.7%と高くなっています。今後とも、学校教育における人権教育のより一層の充実が求められています。

しかしながら、学校においては、部落差別や障がい者等にかかわる問題をはじめ、差別発言などの差別事象の発生、いじめや学校に来られない子、規範意識や社会性が身につけていない子どもなどの問題が深刻化しています。

さらに、学校全体の人権についての共通理解や指導・支援・援助する立場にある教職員の人権尊重の理念の理解、体得および人権感覚を豊かにすることが大きな課題であると考えます。

このような現状から、今後とも、学校における教育活動全体を通して、児童生徒が「ともに学び、ともに生きる」という意識を高め、自分らしさ（個性）を十分に発揮し、自他の存在を認め合うことで人権問題を主体的に解決していく力を伸ばすことができるような指導をより充実させていくことが必要です。

イ 施策の基本方向

幼稚園・学校においては、それぞれの発達段階や子どもの実態に応じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を基底にした人権尊重の精神の育成を基盤に据えた教育目標を設定しています。また、その実現をめざし、保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校が連携した教育活動を展開していく中で、幼児・児童・生徒が人権に関する知識や態度、実践力を伸ばしていくことができるよう努めます。

(ア) 就学前における教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎・基本が無意識かつ自然に培われる極めて大切な時期であり、自然やくらしの中で自他の存在を認め合い、人権や生命を大切にすることを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むことは極めて重要であると考えます。

この時期に人権感覚を養うことが、将来においての人間形成に大きな影響を与えるという観点から、友だちとの関わり合いや人権を考える人形劇や絵本などを通しての人権教育を推進し、今後も人間形成の礎を築くことができるよう支援していきます。

(イ) 小・中学校における教育の推進

a 校内推進体制の確立

校内における人権・同和教育推進委員会によって、各学年の教員および人権・同和教育担当教員と連携していきます。また、児童生徒に自他の人権を大切にする態度やスキルが身につくよう学習内容等を創意工夫するための研修に努めます。保護者および児童生徒に対する教育相談等の活動を通して、家庭・地域社会の教育力の向上に努めます。

b 教材集等の充実

多角的・多面的なものの見方・考え方を伸ばし、「差別をしない・させない」という認識と実践力を育むために有効な学習教材等の情報収集や調査研究を行い、地元教材を含めた人権教育教材の開発に努めます。

c 人権を尊重した教育活動の展開

人権尊重の精神を育成していくためには、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を構築することが大切です。

特に、自分と他人の存在を認め合い、人権を大切にするための知識・態度や実践力を高めるという視点から、人権・同和教育学習カリキュラムを作成し、子どもが抱える心の問題を解決し、安心して楽しく「ともに学び、ともに生きる」ことのできる学校づくりを推進します。

d 家庭・地域と連携した人権教育

学校・家庭・地域が互いに連携・協力し、社会性や心豊かな人間性を育むために地域公民館、集会所等の諸施設の利用を促進し、自然体験、ボランティア活動等を推進します。

また、地域の人材、伝統文化、行事等の積極的な活用を通して、人権が尊重された学校づくり・地域づくりを推進します。

P T Aなどの関係機関等と十分に連絡・調整を図り、学校・家庭・地域が協調・協働して、さまざまな人権問題の解決に取り組むように努めます。

e 教職員研修の充実

学校における人権・同和教育の取り組みを有効に機能させていくには、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、人権の視点に立ったものの見方・考え方に基づく教育実践を進める必要があることから、各幼稚園、小・中学校の教職員を対象にした研修会および新転任者への研修会を充実させ、「学校人権・同和教育部会」と連携して今後も教職員の人権に対する認識や指導力の向上に努めます。

また、新しい歴史観や性の多様性、インターネットによる人権侵害などについて、常に学び続ける姿勢を持ち、子どもたちのモデルとなるよう努めます。

(2) 社会教育における人権教育

ア 現状と課題

本町の社会教育における人権教育は、地域を基本に進めてきました。地域においては、各地域分館主催の住民に対する学習会を実施しているほか、地域での指導者を養成すべく、町が主催する学習会も実施しています。その他、社会教育関係団体等への研修会も実施しています。

しかしながら、「町民意識調査」によると、人権問題に「あまり関心がない」と「まったく関心がない」と回答した人が合わせて27.6%と、依然として町民の人権問題に対する意識が不十分であるとの結果が出ています。

さらに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、インターネット上での人権侵害など、新たな人権問題が出てきており、さまざまな人権問題については、正しい情報発信や学習する機会を設け、体験参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した取り組みが必要です。

また、大きく変化している社会情勢によって、本町においても、家庭をとりまく地域の状況が大きく変化しています。

このようなことから、子どもから高齢者までを対象に、最新の情報発信や多様な学習機会を提供し、町民の間に共生の心を育むとともに、相互の人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

イ 施策の基本方向

社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で、実態に応じたさまざまな人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、主体的に身近なこととして捉え、日常生活においての態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができる教育に努めます。

(ア) 家庭教育に対する支援

さまざまな施策を通して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図り、学校や地域と家庭が連携した活動を推進するなど家庭教育の支援に努めます。

(イ) 学習機会の充実

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育が連携し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 人権啓発

(1) 町民に対する人権啓発

ア 現状と課題

本町では、7月の三月間（同和問題啓発強調月間、社会を明るくする運動月間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間）における「町民のつどい」や12月の「人権週間」における「人権フェスティバル」を中心に、街頭啓発、講演会などを通して、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の啓発に努めています。また、町広報誌「アクティブ新宮」の「みんなの人権」の欄を通して、啓発を行っています。

しかしながら、近年においても、差別発言などが起きている状況にあるとともに、社会の変化に伴い、今までにはなかった新たな人権問題も顕在化しています。

また、「町民意識調査」では、全体の71.1%の人が、人権問題に「関心がある」「ある程度関心がある」と回答している一方、「関心がない」

「あまり関心がない」と回答した 27.6%の人が、その理由として主に「自分ではどうすることもできないから」「人権問題とはどのようなものかよくわからないから」と回答しており、人権問題が身近な問題として捉えられてはいないことが分かります。

これまで、本町では、人権が尊重される社会の確立に向けて、人権啓発の取り組みを進めてきましたが、依然として基本的人権にかかわるさまざまな課題が残されているため、より一層効果的な啓発を進めていく必要があります。

イ 施策の基本方向

さまざまな人権問題を自分自身のこととして考え、理解を深めることができるような啓発活動が重要です。自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する、そして誰もが心豊かに暮らせることがまちづくりの課題であるとの視点で啓発活動を推進します。

(ア) 町民に対する啓発活動の強化

さまざまな施策を通して町民全体に人権意識が根付き、人権文化が浸透するように努めます。また、あらゆる機会を逃さず、内容や手法に創意工夫を凝らしながら、効率的に啓発活動を進めます。

(イ) 身近できめ細かな啓発活動の推進

日常生活で起こる身近な問題をテーマとしながら、きめ細かな啓発活動を推進し、身近な場所で、さまざまな人権問題に対する情報をより多く発信することで、誰もがいつでも情報が得られるように努めます。

(2) 企業における人権啓発

ア 現状と課題

企業は、社会を構成する一員として、顧客・従業員・株主・地域住民・社会一般に対し、社会的に責任を負っており、人権尊重の視点で企業活動を行っていくことが求められています。

1975年（昭和50年）の「部落地名総鑑」事件をきっかけに、同和問題の解決のための企業の責任が強く問われるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」（現「公正採用選考人権啓発推進員制度」）が設けられました。さらに、1999年（平成11年）には、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」が示され、就職差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の採用選考の際の全

国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。また、同年7月には、国の人権擁護推進審議会答申で「社会的責任を自覚し、公正な採用と事務所内における人権尊重の確保」が企業の役割であるとされています。

現在、国・県においては、企業における公正な採用選考と人権・同和問題に関する研修は「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）を中心に取り組みされており、推進員が人権啓発活動を推進できるよう、企業内研修の講師斡旋や啓発ビデオの提供などの支援が行われています。

本町においても、企業が連帯し人権問題を自らの問題として社会的責任を果たすべく「新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議」を2009年（平成21年）11月に組織し、町内企業18社から活動をスタートしました。今後は、その活動が充実するための連携や支援を強化することが必要です。

イ 施策の基本方向

町内企業において、公正な採用選考を行うことはもとより、人権尊重の企業づくりを行うため「新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議」との連携を図り、企業が主体的に人権啓発を推進していく体制の強化に努めます。また、より多くの町内企業の参加を促進するため、さまざまな機会をとらえて啓発に努め、企業の社会的責任を促し、企業で働く人の人権が尊重されるよう啓発に努めます。

3 特定職業従事者に対する研修

ア 現状と課題

すべての町民の人権が尊重される社会をめざすためには、あらゆる人々を対象にあらゆる場、機会を通じて人権教育および人権啓発を進めていく必要がありますが、公務員、教職員、福祉関係者等、人権の擁護に深いかかわりをもつ職業に従事する者に対しては、重点的な人権教育、人権啓発が必要です。

これまでも、各職場や関係機関等において、さまざまな研修が行われてきましたが、その中でも全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重の視点に立って、行政を行っていくことが求められており、人権尊重の理念についての認識をもち豊かな人権

感覚を身につけた本町職員が、人権に配慮した行政を推進することが不可欠です。

イ 施策の基本方向

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者すべてが、人権問題を正しく認識した上で、それぞれの職務に応じたきめ細かい人権感覚を身につけ、日常の職務に生かすとともに、地域における人権啓発活動に生かせるよう、人権問題に関する総合的な研修を積極的に実施するとともに、内容の充実や実施方法の工夫を行い効果的な研修となるよう努めます。特に本町職員が人権啓発の担い手としての役割を果たしていくための研修に努めるとともに、人権尊重の視点に立った施策や事業を進めます。

また、多くの特定職業従事者が所属している「新宮町人権・同和教育推進協議会」への積極的な支援を行います。

4 総合的かつ効果的推進

(1) 教材や資料等の情報収集

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権問題に興味・関心・共感を呼び起こすとともに、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるように、さまざまな人権問題に関する教材や資料の情報を数多く収集し、人権教育・啓発に活用できるように努めます。

(2) 内容・手法に関する調査・研究

学校、自治体、企業をはじめ民間団体等においては、これまでにさまざまな人権教育・啓発に取り組んできており多くの実績があります。

これらの内容・手法は、対象者や地域の実情を反映したものであるとともに、実践を通してその効果等が検証されていることから、今後は、既存の効果的な内容・手法の調査・研究に取り組むとともに、対象者および地域の実情や目的に応じた新たな内容・手法に関する調査・研究に努め、より効果的な人権教育・啓発を進めます。

(3) 職員等の育成

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、本町職員およ

び教職員の育成を図る必要があります。

また、町全体における人権教育・啓発を実効あるものにするためには、地域等に密着した人権教育・啓発を推進する人材の育成を図る必要があります。

このため、職員等の資質の向上をめざすさまざまな研修会等を実施し、日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。